

国内排出量取引推進事業（エネ特会）

250百万円（250百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

国内排出量取引は、「国内の企業に一定量の排出枠を交付し、企業間で自由にこれを取引できることとし、各企業は期末に実排出量に応じた排出枠を行政機関に提出しなければならない」とする制度であり、市場メカニズムを活用して排出枠を売買することにより、最小コストで確実に一定量の排出削減を実現することを可能とするものである。

EUは2005年よりEU27カ国を対象とした義務型排出量取引制度を実施し、米国の東部10州やカリフォルニア州においても2009年～2010年から義務型制度の実施が既に決定されている。また、豪州やカナダにおいても世論の高まりとともにその導入が真剣に検討され始めており、豪州では2012年の導入が決定された。

このように国内排出量取引が世界の潮流となる中で、我が国もこのような動きに乗り遅れることのないよう、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

また、自主参加型国内排出量取引制度を運営することにより、費用対効果に優れた形で確実な排出削減を実現するとともに、将来の参加義務型排出量取引制度導入を視野に入れた実践的な基盤整備を着実に進める。

2．事業計画

我が国における国内排出量取引制度のあり方の検討

国内排出量取引制度について、制度案及び諸論点の検討（対象ガス、対象施設、電力に係る排出責任の在り方、排出枠の配分方法と配分量、算定・検証、排出枠の取引市場、不遵守時の措置、EU制度等とのリンク等）を行うとともに、経済影響分析、海外の制度の情報収集・分析等を行う。

自主参加型国内排出量取引制度の運用

自主参加型国内排出量取引制度の運用については、排出量モニタリング・検証システムを一層効率化するための方法論の改善及び組織的な検

証能力の向上と検証人の人材育成を図る。

具体的には、制度運用を通じた「モニタリング報告ガイドライン」「排出量検証ガイドライン」の改訂、「排出量管理システム」の運用と改善、排出量取引約定マッチングシステムの改善、コンビニ・量販店などの小規模排出源の集約（バンドリング）、国内オフセットプログラムの導入、ベンチマーク目標設定の導入、補助金なし参加者の拡充、国際標準規格（ISO）との整合性確保、家庭部門でのカーボンニュートラルプログラムの推進など排出量取引制度そのものの充実だけでなく、今後のグローバルカーボンマーケットの拡大を視野に入れた幅広い施策を実践的に行っていく。また、平成20年度より排出量の増加が著しい業務部門を削減対象として重点化し、経済的インセンティブ、定量的な削減約束、排出量取引をセットにすることにより、費用対効果に優れた形で確実な削減を実現していくこととする。

3．施策の効果

自主参加型国内排出量取引制度の運用を通じて、知見と経験を蓄えることにより、将来の本格的な国内排出量取引の制度設計に繋げる。

4．備考

委託費 250百万円